

特集

司法書士制度150周年! ～遺言・相続～

遺言・相続Q&A

- ・司法書士会の取り組み
～総合相談センターの紹介～
- ・印鑑から電子署名へのお話

- ・司法書士と～く
- ・埼玉よもやま話
- ・話題のニュースから
～成人年齢引下げ～



全国一斉『相続・遺言』相談会

司法書士制度150周年を記念して2022年8月7日に「全国一斉『相続・遺言』相談会」が開催されました。埼玉司法書士会でも浦和、越谷、川越、熊谷の4力所での面談相談と電話相談を実施しました。



今回の相談会では遺言書作成に関するご相談が多かったようです。**自分が亡くなった後、財産を誰に引き継いでもらうか自分で決めたい、残されたご家族の負担にならないように遺言書を作りたいといった思いから相談する方が多い印象**です。相続登記が義務化される影響か、長年、相続登記をしていなかった不動産の相続手続きについてのご相談もありました。

埼玉司法書士会では**定期的に無料相談会**を実施しています。詳しくは埼玉司法書士会HPをご覧ください。

「埼玉司法書士会」で検索してチュン!



司法書士制度150周年!

～遺言・相続～

司法書士制度は、2022年8月3日に150周年を迎えました。当初から確立されていた訳ではない司法書士制度ですが、これまで国民の様々な需要に応え続ける中で変化を経て現在に至ります。当初司法代書人と呼ばれた時代は、裁判所に提出する訴状や答弁書等の作成を通じて国民の裁判を受ける権利を保障し、その後高度経済成長期より国民の経済活動の重要なインフラである不動産登記・商業登記の担い手としての役割を果たしてきました。

その後、平成12年から議論が始まった司法制度改革によって、少額な裁判の担い手として簡易裁判所における訴訟代理権が与えられました。これにより、当時社会問題であった多重債務者問題の解決に大きく資する事となりました。時を同じくして、高齢化社会における成年後見制度の担い手としての役割は更に重要なものとなっています。

現在最も大きな期待が寄せられているのが、空き家・所有者不明土地問題解決の担い手としての役割、民事裁判等のIT化に伴う本人サポートも期待されています。

そんな司法書士制度150周年の節目に、司法書士の役割をご紹介します。



相続について考えたことはありますか？



民法は、我々の生活に関わる基本的ルールを定めた法律です。

相続によって、誰が、どのように遺産を引き継ぐのかについて、民法の根本的なルールによれば、相続人は、亡くなられた方の財産上の権利と義務を、相続分に応じて引き継ぐことになります。

相続人が数人あるときは相続分の割合で遺産を共有しますので、相続人の人数が増えれば法律関係も複雑になります。なお、遺産には、不動産や銀行預金といった金銭的価値のある権利だけでなく、負債などの義務も含まれます(なお、お墓など祖先の祭祀や亡くなられた方の一身専属権は相続の対象外です)。

このような根本的ルールによって遺産を引き継ぐ方法は現実に沿うものとは限りません。そこで、多くの場合、個々の事情に沿うように遺言や相続人の判断によって遺産の分配方法を変えています(ただし、負債などの義務は、債権者との関係では、相続人全員が相続分の割合で負担するのが原則です。)

代表的な例をいくつか紹介します。一つは、生前に「遺言」をして、遺産を誰に引き継いでもらいたいかを予め指定しておく方法です。遺言書を作る場合はその方式に注意が必要ですが、推定相続人だけでなく第三者を引き継ぎ先に指定できるなど柔軟性があります。

次に、遺産を引き継ぐことを望まない相続人が、家庭裁判所に「相続放棄」を申述する方法です。申述が受理された方は相続人ではなくなりますので、遺産に負債が多く含まれている場合にも活用される方法です。なお、この申述が受理されるためには期間や状況に制限があるため注意が必要です。

他に、複数の相続人による遺産の共有を解消する手段として、相続人全員で「遺産分割協議」に合意する方法も広く活用されています。お一人の相続人が全財産を引き継ぐ合意も可能です。

誰が、どのように遺産を引き継ぐのかについては、残された者にとって大きな関心事です。例えば、お子さんがいないご家庭で、もしもご主人が突然亡くなられたとき、長年連れ添った配偶者は、住まいなどお二人で築いた大切な財産をご自身が引き継ぎたいと願うことでしょう。このような場面で、ご主人の兄弟姉妹も相続人に該当するケースも少なくありません。ご主人が「遺言書」を残していればそれに従い、例え遺言書がなくとも他の相続人が、「相続放棄」を申述し、または「遺産分割協議」に合意してもらうことができれば円満に相続ができますが、そうでないとしたら困難に直面するかもしれません。一度、ご自身のケースについてお考えになることをお勧めします。

相続と登記

土地や建物の所有者などを登録する制度が不動産の「権利の登記」です。では、土地や建物の相続があったときは「相続登記」もしておくべきなのでしょう。

相続登記は現在のところ義務ではありません。しかし、令和6年4月1日から義務化が始まります。また、義務ではなくとも、万が一の備えである火災保険が、相続した建物の登記が未了のためにスムーズに支払われないといったケースも想定されます。なお、国では「相続登記」の促進を図るため、令和7年3月31日までの間、一定の土地の相続登記について登録免許税(登記に際して納める

国税)の免税措置を設けています。

相続登記には、戸籍などの証明書類の他、遺産分割協議書など相続人の署名押印を伴う書類が必要となることもあるため、相続から時間が経過すると相続人の状況に変化が生じるなど登記手続も難しくなる場合があります。土地や建物の相続があったときは、お早めに相続登記をしておくことをお勧めします。

司法書士は「相続登記」や「裁判所提出書類の作成」等を通じて皆様の相続手続をお手伝いしています。また、「相続登記」に際してお困りの際は司法書士会の相談窓口も是非ご利用ください。



遺言・相続 Q & A



Q.遺言書を作りたいのですが、どんな方法がありますか？

A.遺言書にはいくつか種類がありますが、主に利用されているのが公正証書遺言と自筆証書遺言です。公正証書遺言は遺言の内容を公証人が聞き取り作成し、公証役場で原本を保管します。公証人が関与するので、無効な遺言になりにくく、紛失、改ざんのおそれもあります。ただし、遺産の額に応じて公証人の手数料がかかります。

自筆証書遺言は遺言の内容、日付等をすべて自筆で書き(財産目録はP C等で作成可)、署名押印し作成します。なお、遺言者が亡くなった後、裁判所で検認の手続きが必要です。ご自身で作るので費用がかからないのがメリットですが、形式や内容に不備があると遺言が無効になることもあります。

ご自宅などで保管すると紛失や改ざんのおそれもありますし、遺言書を作ったことをご家族が知らないと遺言書が発見されないといったことも考えられます。ご自宅等での保管のリスクを軽減するため、自筆証書遺言を法務局で保管することができるようになりました。この場合は紛失、改ざん、未発見のおそれはなくなります。なお、申請手数料はかかりますが、検認は不要です。しかし、法務局では形式的な確認はしますが、内容については関与しないので、遺言の内容が実現できないおそれは残ります。

遺言書は実現できる内容にすることが大切です。司法書士は公正証書遺言、自筆証書遺言のどちらも作成のサポートができます。遺言書を作るときには司法書士にご相談ください。

Q.兄が亡くなりましたが、借金があるかもしれません。相続放棄をしたいと思っています。

A.相続放棄をするには、相続の開始があったことを知った時から、3か月以内に管轄の家庭裁判所に相続放棄の申述書を提出しなければなりません。ただし、債権者から手紙が届いて初めて借金があることを知ったという場合などは3か月を過ぎていても相続放棄が認められることもあります。

相続放棄をした場合は、借金だけではなく、不動産や預貯金などのプラスの財産も相続できなくなります。亡くなった方の財産状況がわからないこともあると思いますので、財産状況を調べてから相続放棄をするかどうかを決めたい場合には、期間延長の申立てをすることもできます。

3か月の期間は意外と短いです。ご兄弟の相続となると必要な戸籍謄本等も多くなります。ご自身で手続をするのが大変でしたら、司法書士に手続を任せることもできます。

3か月の期限が迫っている場合、3か月の期限を過ぎてしまっている場合はお早めに司法書士にご相談ください。

司法書士と〜く

埼玉司法書士会 司法書士 高地 祐介



「終活」という言葉がすっかり浸透した今日この頃、埼玉司法書士会主催の相談会でも遺言や相続に関するご相談が非常に増えております。遺言書を書くべきかどうかは人それぞれなのですが、今回は遺言書を書いておいて良かったケースについてお話ししたいと思います。ある日、相続登記の相談をしたという方とお会いしました。

- ①数年前にお父様が亡くなった
- ②相続人全員で遺産分割協議を行い、長男が土地建物を受け継ぐことになった
- ③遺産分割協議書を作成し、相続人全員で署名と押印をした
- ④その後今まで放置した
- ⑤相続登記義務化に備え、登記申請しようとしたところ、相続人の印鑑証明書を紛失してしまった
- ⑥印鑑証明書をもらい直したいと各相続人にお願いしたところ、そのうちの一人が今更印鑑証明書よこせとは何事だ、どうしてもというなら印鑑証明書代として十万円よこせ、と言い出した
- ⑦どうしたらいいですか？

というご相談でした。

「ほらね、相続登記を放っておくと何にも良い事無いんですよ」という心の声はぐっと飲み込み、私は頭を抱えました。印鑑証明書代の十万円という金額が不当請求かどうかは別として、紛争に関する相談に司法書士が応じることはできません。

そこで、このようなケースでは弁護士さんをご紹介して対応していただくようにしています。

今回もそうするしかないかなあ、と思いながら、

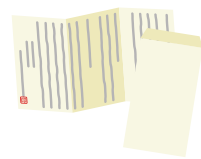
「いついつ時、遺言書があれば良かったんですけどね…。」

とボソッと呟いたところ、

「ありますよ。」

「え？」

「これですよ、遺言書。」
と、鞆の中から亡きお父様の手書きの遺言書が出てきました。



その遺言書には、土地建物は長男に相続させる旨がはっきりと記載されていました。

遺言書があるにも関わらず、なぜ遺産分割協議書を作成したのかは分かりませんが、これで形勢逆転です。手書きの遺言書なので家庭裁判所の検認手続きは必要ですが、これさえあれば印鑑証明書が無くても相続登記を申請できます。

その旨をお伝えしたうえ、今後の手続の流れや必要な書類をご説明し、長男様に安心していただきました。

後日、その遺言書をもとに相続登記を申請し、無事に土地建物の名義変更は完了しました。

このように、遺言書があれば相続人同士の争いを未然に防ぐことができるケースもあります。

なお、このケースでは手書きの遺言書でしたが、様々なリスクを考慮し、司法書士としては公正証書遺言をお勧めしております。

埼玉県には約900人の司法書士がいます。まずは、お気軽にお声掛けください。

きつとお力になれると思います。



※本文の内容は、個人情報保護及び守秘義務順守のため実際の相談内容を一部変更しております。

司法書士会の取り組み

埼玉司法書士会では、司法書士による相談を実施しています。



総合相談センターの紹介 埼玉司法書士会 相談事業部 佐藤 俊久

埼玉司法書士会では、総合相談センター・出張相談所での面談相談及び電話相談を実施しており、相談者の皆様からの様々な法律相談に対応しています。相続登記の義務化を令和6年4月1日に控え、関心の高まりを反映し、相続に関する相談を多く頂いています。今回は、相続に関する相談の中から、多く寄せられる相談と、一般的な回答についてご紹介します。個別の相談につきましては、是非、お近くの総合相談センター・出張相談所をご利用ください。

Q.先日、親が亡くなりました。遺言書はありません。相続手続きは、何からすれば良いのでしょうか？

A. 先ず、相続人及び相続財産を調べる作業をおこないます。既に親族関係を把握されている場合が殆どかと思いますが、戸籍の記載内容を確認し、漏れの無いように相続人を確定します。戸籍は、亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍謄本から、出生までの戸籍謄本等を遡って取得します。相続人の戸籍は、現在の戸籍を取得します。相続順位や養子縁組等にも注意が必要です。相続財産は、亡くなられた方名義の不動産や預貯金等を確認します。プラスの財産だけでなく、借金等のマイナスの財産も相続財産となりますので注意が必要です。

Q.相続財産について、話し合いや分け方はどうすれば良いのでしょうか？

A. 民法では、各相続人が相続する割合「法定相続分」が定められていますが、各相続人が具体的にどの財産を相続するのにかについては、相続人の間で話し合い「遺産分割協議」をおこないます。遺産分割協議は、相続人全員で話し合いをおこなう必要があります。相続人全員の合意があれば、相続人のお一人が全て相続することもできます。合意した内容を踏まえ、遺産分割協議書を作成します。相続人全員の住所・署名及び実印で押印し、印鑑証明書を添付します。印影等に間違いが無いか注意が必要です。

Q.相続人の一人が認知症の疑いがあります。話し合いはどうすれば良いのでしょうか？

A. 民法では、意思能力が無い方の法律行為は無効になることが定められています。遺産分割協議は法律行為になりますので、有効な遺産分割協議をおこなうには、意思能力が必要になります。ただし、認知症の程度にもよりますので、医師に相談する等、慎重に検討頂ければと思います。成年後見制度を利用し、認知症の方に代わって後見人等が遺産分割協議に参加する方法もあります。

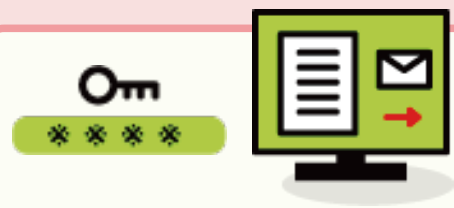
Q.遺言書の作り方や注意点について教えてください。

A. 遺言書は、主に、自分で作成する自筆証書遺言と公証役場で作成する公正証書遺言があります。

自筆証書遺言の場合、簡単に作成や作り直しができますが、無効にならない様、方式に注意が必要です。

民法では、遺言者が全文、日付及び氏名を自書すること、押印することが定められています。なお、平成31年より、パソコンで作成した財産目録、通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を添付することができるようになりました。自書によらない目録を添付する場合、その目録の毎葉(両面に記載がある場合はその両面)に署名及び押印が必要です。また、紛失等の恐れもありますが、対策として、法務局における遺言書の保管制度もあります。

公正証書遺言の場合、公証役場で公証人が確認して作成します。遺言書の原本は公証役場で保管されますので、紛失等の恐れはありません。必要書類の準備や費用等の負担はありますが、相続開始後の家庭裁判所での検認手続きが不要となります。



印鑑から電子署名へ？

1. 印鑑の歴史

みなさんは、「漢委奴国王印」を知っていますか。学校の教科書にも記載されている、福岡県福岡市東区の志賀島で発見された金印であり、国宝に指定され福岡市博物館に収蔵されています。金印が発見されたのは天明4(1784)年ですが、中国の歴史書『後漢書』には、建武中元2(57)年に、光武帝が倭奴国王に「印綬」を与えたことが書かれており、この「印」が見つかった金印と考えられるのです。それでは、みなさんが普段使っている「印鑑」、こちらは一体何年頃から使われるようになったのでしょうか。

日本において印鑑が本格的に使われるようになったのは、大化の改新の後、701年の大宝律令の制定とともに官印が導入されてからであると考えられています。江戸時代には行政上の書類のほか私文書にも印を押す慣習が広がりとともに、印影を登録させるための印鑑帳が作られるようになり、これが後の印鑑登録制度の起源となりました。「実印」という言葉が成立したのもこの頃からです。ただし、印鑑の文化は、最初からひろまった訳ではなく、一部の人のみの文化であり、一般の人は印鑑を持つことさえ出来ませんでした。

一般的に利用されるようになったのは、明治6年の明治新政府の「太政官布告第239号」にて、実印が裁判上の証拠として重視されることが明文化されたことがきっかけとなったと考えられています。また、印鑑登録制度が市町村の事務となったのも明治時代です。その後、明治政府は「諸証書ノ姓名ハ必ず本人自ラ書シテ実印ヲ押スベシ(本人が自書して実印を押すべし。自書の出来ない者は代筆させても良いが本人の実印を押すべし。)」と布告しましたが、識字率の低さや金融関係証書発行の煩雑さなどを理由に、自書(署名)部分は反対され続け、現在の印鑑偏重の文化が形成されてきました。

2. 印鑑と契約

上記のことを踏まえ、みなさんの中には「契約書に印鑑を押さないと契約が成立しないのではないか？」と思う方がいらっしゃるかと思います。しかし、現行の法律では

民法(契約の成立と方式)

第522条

第1項 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

第2項 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。と定められており、たとえ口約束でも契約は成立します。これを「契約方式自由の原則」といいます。一部特殊な契約については書面で行うこと等が成立の条件になっているものがありますが、たとえ印鑑がなくても有効な契約をすることができます。

それでは何故、私達はわざわざ契約書を作り、そこに押印をするのでしょうか。もちろん一方当事者が契約内容を勝手に破らないようにするという目的もありますが、破った後の対応も大切です。そうです、「裁判」です。先ほど「太政官布告第239号」にて実印が裁判上の証拠として重視されることが明文化されたと述べましたが、現在の裁判手続きでも非常に「実印」が重要になっています。民事訴訟法という裁判手続きを定めた法律の第228条第4項には次のように規定されています。

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」

契約書に契約者本人の実印が押してあるケースを考えてみましょう。実印が押されている場合には、第三者が実印を勝手に持ち出して使うことはないという経験則から、本人の意思によって捺印されたものと推定できます。これを上記の規定と結びつけると、その契約書は「本人、または代理人の意思によって捺印された契約書」となり、この契約書は正しく真正に成立したものと推定できるのです。この推定を「二段の推定」といい、認印でも推定されることはありますが、実印であればより強固な推定になるでしょう。このように契約書を作成し実印を押しておけば、後にトラブルから裁判になった際に、契約書が証拠になり、勝てる可能性が上がるわけです。

3. 脱ハンコの流れ

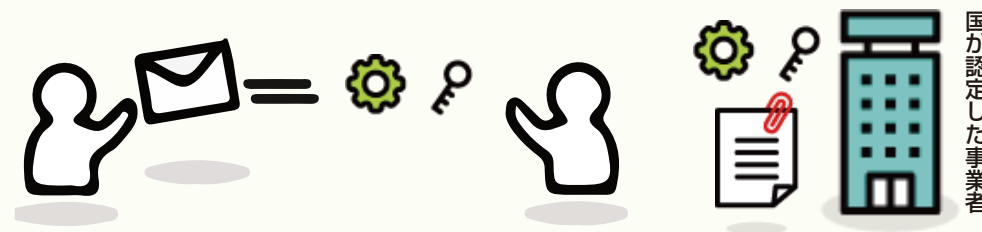


上記で述べたように印鑑は社会生活に密着し、権利を守る非常に大切な制度になっています。しかし、現在の日本では「脱ハンコ」の流れが高まっています。日本政府が2000年に掲げたe-Japan構想以降、行政のデジタル化を推進させるため、2018年に「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定、行政手続のオンライン化や書類のデジタル化を推し進めていました。その後、2020年の新型コロナウイルス感染症の日本国内での流行を受け、人的接触距離の確保が必要となったことから、行政手続における押印の見直しが行われたことは記憶に新しいところです。

SDGs(持続可能な開発目標)という新しい目標が設定され、インターネット上でペーパーレスの契約がなされることが増えていくことでしょう。それでは、紙に押す印鑑の代わりになるものは何になるのでしょうか。

4. 電子署名とは

電磁的記録(電子文書)の契約書の作成者のなりすましや内容の改ざんを防ぐ役割をもつものの一つに「電子署名」というものがあります。電子署名は、国が認定した事業者が、電子文書に対して付与された署名を確認し、本人性の担保をしています。また、平成13年4月1日から施行された「電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)」に基づき、本人による一定の要件を満たす電子署名が行われた電子文書等は、真正に成立したもの(本人の意思に基づき作成されたもの)と推定されるようになっていきます。以上のように電子契約をした場合の電子署名は、紙の契約書に押した実印のように非常に重要な意味と効果があります。



5. 身近になってきた電子署名

みなさんの中には「電子署名」という言葉は、マイナンバーカードの普及とともに聞くようになったという方が多いのではないのでしょうか。マイナンバーカードには、地方公共団体情報システム機構から提供されている公的個人認証サービスの「利用者証明用電子証明書」と「署名用電子証明書」を任意に搭載することができ、前者はコンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票の写し等の交付やマイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)へのログイン等ができ、後者は電子の税申請(e-Tax)をインターネットで作成・送信する際等に利用します。



電子署名の技術は昔から確立しており、上記のように平成13年には「電子署名法」という法律も施行されていました。しかし個人の方が電子署名を取得するには複雑な手続きを経なければならないので、その頃はあまり普及していませんでした。マイナンバーカードという電子署名の普及を推し進める下地はできましたので、こうなると今後ご自身も取得した方がよいのか迷うところかと思います。上記で挙げた活用例をみますとマイナンバーカードの電子署名は行政手続きのみにしか利用できないと思ってしまいましたが、実はそうではありません。2016年より民間事業者でも、総務大臣認定事業者であれば、公的個人認証サービスを活用できるようになりました。公的個人認証サービスの民間利用は広がっており、住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で電子署名等の活用が進んでいます。

いつしか「大人になれば実印を持つのが当たり前」の時代から「大人になれば電子署名を持つのが当たり前」の時代が来るかもしれません。しかし、実印も電子署名もみなさんが意思を表明する大切なツールであることには変わりません。毎年10月1日は「印章の日」として制定されていますので、その日はご自身の持つ印鑑の整理や電子署名利用について考えてみてはいかがでしょうか。

埼玉よもやま話

司 法書士制度が150周年を迎えた令和4年8月3日、志木市役所新庁舎建設推進室の深町室長にお話を伺いました。

一新庁舎のコンセプトは？旧庁舎との違いをお聞かせ下さい。

新庁舎を建設するにあたり、基本理念を「小さなまちの特徴と市民力が活かせる、充実した機能が確保された「スマート」で「コンパクト」な市民に親しまれる市庁舎の建設を目指します。」とし、コンセプトとして次のような内容を掲げ、7月19日に開庁・業務開始を迎えました。

①市民が利用しやすい新庁舎（具体的には、「利用しやすい窓口と待合スペース」「将来の変化にも柔軟に対応できる執務スペース」）

②市民力のステージとなる新庁舎（具体的には、「開かれた市民協働スペース“市民ホール”、“展望ロビー”など」）

③市民の安全を守る新庁舎（具体的には、「地震から守る」「水害に備える」「災害対策機能を高める」）

④志木市の環境と共生する新庁舎（具体的には、「豊かな自然環境を利用したエコ庁舎」）

また、庁舎建物の前面には多目的に使用できる広場や出入口へのアクセス向上を目的とした、人工地盤（グランドテラス）の建設もしています。

旧庁舎は、市制施行直後の高度成長期、人口急増期の中で建設されましたが、その後社会情勢が大きく変革し、IT化、少子高齢化、脱炭素化、気候変動の顕著化等、将来的にも様々な社会の変化や状況に対応し得る市庁舎を目指しました。

ーバリアフリー、動線については如何でしょうか。

バリアフリーについては、国のバリアフリー法、埼玉県県のバリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例に則った施設整備をしています。各フロアに多機能トイレ（車いす、オストメイト、ベビーキープ、フィッティングボード）を設けたほか、サンタリーボックスを多機能トイレ、女性トイレだけでなく一部の男性トイレにも設置しています。

前面道路からのアクセスは緩やかなスロープとし、建物内も極力段差のない構造としています。

駐車場では、車いす使用者用スペースを5台分としています。

一般的な動線についても、徒歩では、前面道路からグランドテラスの緩やかなスロープや階段で建物の出入口にアクセスしやすく、また来庁者用駐車場は建物下になるため、雨天時も傘をさすことなくエレベーターや階段にアクセスできます。庁舎内は、各フロアとも窓口が一行に並び、目的の部署に行きやすく、さらに、トイレや休憩スペースも各フロアで位置を合わせているので、利用しやすい配置、動線となっています。

一新庁舎ここが自慢、他市町村とはここが違うという点がありますか。

新河岸川、柳瀬川の2つの川に囲まれた、自然豊かな景観と調和するよう、外壁はガラス張りとし、弧を描く各階のテラスには緑化を設えるなど、柔らかなイメージの外観が特徴です。

さらに、市民協働の場として多目的に使用可能なグランドテラスや市民ホール、また4階の展望ロビーは市内はもちろんスカイツリーも望める、素晴らしい眺望で市民の皆様楽しんでいただけます。

災害への備えについても、免震装置・免震構造によ



る大地震への対応、また大雨の対応として、浸水レベルに応じた床高さの設定や、雨水貯留設備の設置、主要電気設備の上層階設置など、様々な対策を施しています。

ー市民の声、評判をお聞かせ下さい。

・市の中心にシンボルとなる新しい市役所が完成してよかった。

・眺めの良い展望ロビーや、議場もガラス張りで明るい雰囲気が良い。

ー職員の評判をお聞かせ下さい。

・各部署が隔てなく並んでいるので、職員同士話しかけやすくなり、ちょっとした打合せや相談がしやすくなった。

・旧庁舎ではエアコンが効かない、雨漏りがあるなど執務上支障があるケースもあったが、空調や照明等の設備が最新のものとなり、そのような心配がなくなった。

ー市制50周年を迎えて

昭和45年の市制施行当時はおよそ3万2000人だった人口も、現在では7万6000人を超える規模となり、今なお力強く発展しています。この勢いを止めることなく、将来構想に示された本市のまちの将来像である「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」の実現に向け、これまでを大切に、そして時代とともにめまぐるしく変化する社会環境に柔軟に対応するため、将来を見据えた新しいまちづくりの第一歩を踏み出していきます。

ー基幹福祉相談センターについて教えてください。

志木市では、令和2年10月に後見ネットワークセンターと障がい者基幹相談支援センター及び生活相談センターの3つの機能を有する志木市基幹福祉相談センターを設置して、障がい者、高齢者、子ども、生活に困っている人など、各制度・分野にわたる様々な生活

課題に対応するため、関係する機関との連携をリードする役割を担いながら、専門的な相談支援を行っています。

また、成年後見制度につきましては、主に利用支援や法律相談並びに市民後見人の養成・支援などを行っています。（担当：共生社会推進課）

ー志木市として司法書士に期待することをお聞かせ下さい。

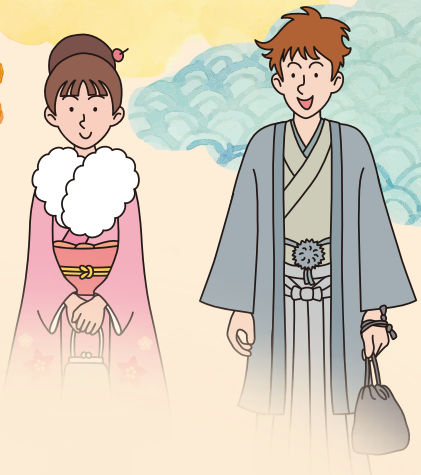
コロナ禍や高齢化の進展により、生活に困窮している単身高齢者や親なき後の知的精神障がい者、認知症高齢者等に関する事案が増加していることから、世帯全体に対する関係機関の横断的な支援がますます重要になっています。

こうした中、司法書士の皆様には、地域に根差して、志木市基幹福祉相談センターや地域の相談機関と連携しながら、法律の専門家として、様々な相談に対応し、解決に向けて支援していただくことにより、地域共生社会の一体的な推進にご協力いただくことを期待しております。（担当：共生社会推進課）

ー市長からひと言をお願いします。

新庁舎は、免震構造の採用、また雨水貯留機能や非常用自家発電設備を整備するなど、災害に強い庁舎へと生まれ変わりました。庁舎前面に広がる開放的なグランドテラスと、対面に位置する「いろは親水公園」との一体的な活用で、新たな賑わい創出と市民の憩い、市民力が躍進する元気創造のランドマークになるものと確信しています。





埼玉司法書士会 法教育委員会

委員長 杉田 裕介

話題のニュースから

成年年齢の引き下げによって、何が変わったか

我が国における成年年齢は、1876年（明治9年）以来、20歳とすることが約140年間続いてきました。それがこの度の民法改正によって、2022年4月より、従来の20歳から18歳に引き下げられて、初めての年の暮れを迎えます。この民法改正によって、私たちの暮らし、なにより18歳、19歳の当事者たちにとどのような影響が見られたのでしょうか。

【選挙の為の成年年齢？】

近年、選挙において権利を行使できる年齢を「世界の主流に合わせるべきだ」といった理由で、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙年齢などが2015年に18歳に定められました。

そして2018年に成年年齢を引き下げる民法の改正が行われました。その結果、2022年4月1日の施行日に18歳と19歳の人たち、約200万人が「新成人」として、誕生したことになります。

このように選挙をきっかけに始まった成年年齢引き下げの動きですが、総務省発表によりますと、2022年7月10日に行われた参議院選挙では、18歳と19歳の投票率は、速報値で34.49%、前回3年前の選挙より3.16ポイント高くなりました。参議院選挙は、前回2016年の選挙から、選挙年齢が18歳以上に引き下げられていますから、本年4月から「成年年齢」とみなされたことが、18歳と19歳の投票権利者の当事者意識に少なからず影響を与えたと考えられるのではないのでしょうか。

【成人になることの意味とは？】

民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、お酒を飲んだりたばこを吸ったりすることができるようになる年齢は20歳のままです。18歳や19歳の非行防止、健康被害への懸念という禁止理由は変わりません。

同様に競馬やポートレースなどのいわゆる「ギャンブル」に

についても、「競馬法」や「モーターボート競走法」などが投票券の購入年齢を「20歳以上」としています。

【成人としての契約能力】

未成年は法律上保護されるので、不本意な契約をしてしまった場合、例えば、高い商品を買われたとしても、親権者の同意がなければ無条件に取り消すことができず。成年年齢の18歳に達した場合、親の同意を得ずに様々な契約をすることができるようになりました。

ちなみに、2022年4月1日より前に18歳、19歳の方が親の同意を得ずに締結した契約は、施行後も引き続き、取り消すことができます。

【親権に服さなくなる】

「親権」というのは、親が子供を守り育てたり財産を管理したりする権利や義務のことです。18歳になると、住むところや進路を自分の意思で決められるようになります。親の保護の下からは離れてしまいます。現実問題として、進路決定について、親権者等の理解を得ることが大切なことには変わりはないのですが、親権者や周囲の大人も本人の選択を二人の成人の意思決定として尊重する姿勢が求められることになります。またそのような将来への選択権として、10年間有効のパスポートの取得、公認会計士、行政書士、司法書士などの国家資格も18歳で取得できるようになりました。

【18歳、19歳で犯罪を犯してしまったら？】

成年年齢を基準にしている制度は少なくありませんが、同じように「20歳」を基準としている少年法も部改正されました。「少年法」は「刑法」とは違う司法手続に乗せて、本人の立ち直りを支援する法律です。民法とは違って、今回の改正でも、20歳未満は少年法の枠組みでは「少年」になりました。18歳と19歳はどうなったのかというと、「特定少年」という中間的な位置付けに定義され、一定の重さの罪を

犯した場合には、原則として、大人と同じ刑事裁判を受けることになりました。その一定の重さの罪も、これまで、殺人や傷害致死などの罪が対象でしたが、これからは強盗や放火、強制性交などの罪にも広がります。そして刑事事件で有罪になると、少年院ではなく刑務所で服役することになります。また、「実名報道」についても、特定少年の時点で起訴がされた場合には、解禁されることになりました。これは、重大事件で起訴され公開の裁判で刑事責任を追及される立場となった場合には、社会的な批判・論評の対象となり得るものとするのが適当であると考えられたことによるものです。

【裁判員にも選ばれる】

一方で、「裁く側」の裁判員に選ばれる年齢も「18歳以上」に引き下げられました。

裁判員は有権者の名簿から「くじ」で候補者として選ばれます。当然、18歳や19歳の人たちも選ばれる可能性はあるわけです。学生は辞退することもできます（その他にも辞退出来るケースがありますが、原則、裁判員は辞退できません。）が、その判断のためにも、今後ますますの制度の周知と、ルールについて学ぶ「法教育」が望まれます。

【成人式はどうなった？】

成人式の時期や在り方については、元々、法律による決まりはありませんでした。各自治体の判断で成人式が実施されており、多くの自治体では、1月の「成人の日」前後に開催し、その年度に20歳になる方を対象としてきました。2021年度は各自治体がどのように成人式を執り行ったかという点、やはり、ほぼすべての自治体で20歳を対象に開催され、18歳以上を対象に開催した自治体はごくわずか（2022年1月調査時には2市のみ）のようです。

また、これを機に「成人式」という名称を「二十歳（はたち）の集い」等と変更する自治体も多くみられました。

【養育費問題】

両親が離婚する際、子供の養育費について、「子供が大学を卒業するまで養育費を支払う」等の取決めではなく、「子供が成年に達するまで養育費を支払う」との取決めが行われることがあります。

養育費は、子供が未成年であって経済的に自立することを期待できない場合に支払われるもので、子供が成年に達したとしても経済的に自立していない場合には、養育費の支払義務を負うことになります。このため、成年年齢が引き下げられたからといって、養育費の支払い期間が子供が18歳に達するまでということになるわけではありません。子供が大学に進学している場合には、大学を卒業するまで養育費の支払い義務を負うことも多いと考えられます。しかしながら今後、新たに養育費に関する取決めをする場合には「（大学を卒業する）22歳の3月まで」といった形で、明確に支払期間の終期を定めることが望ましいと考えられます。

【女性の婚姻開始年齢の引き上げ】

今回の改正にともない、女性の婚姻開始年齢（16歳）についても見直しがされました。

婚姻開始年齢は男性18歳、女性16歳とされてきましたが、女性の婚姻開始年齢も18歳に引き上げられ、男女とも18歳にならなければ結婚できないこととなりました。（2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は、引き続き18歳未満でも結婚することができます。）

過去、婚姻開始年齢に男女差が設けられていたのは、男女間には心身の発達に差異があるからだと考えられてきたからです。しかしながら、今では、社会的、経済的な成熟度といった観点から、男女間に特段の違いはないと考えら

れるようになったことから、婚姻開始年齢における男女の取扱いの差異を解消することにしたものです。

男子の年齢を16歳とせずに女子を18歳と引き上げたことについては、婚姻するには、少なくとも18歳程度の社会的・経済的成熟が必要であると考え、高校等卒業、就職等の時期に合わせる意味合いもあつたかと思われます。本改正にともない、「年齢が上がつた」例外事項と言えるでしょう。

【まとめ】

本改正により、現在最も懸念される事項は何といっても、18歳、19歳が20歳以上の成人と同等の立場でテーブルにつき、契約をし、原則として、その契約が取り消せなくなるという点です。いわゆる「契約トラブル被害者被害」という問題です。

いままでは、民法で定められた「未成年者取消権」によってその契約を取り消すことができましたが、成年に達するとこの取消権が行使できなくなります。契約には様々なルールがあり、知識や経験が不十分なまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験が乏しく、保護がなくなったばかりの「新成人」を狙い打ちにする悪質な業者も今後ますます出てくることと思われます。こうした状況に対応する為、若年者に発生している消費者被害事例を念頭においた取消権の創設等を内容とする消費者契約法の「部改正」などの取組も見られますが、そうした消費者トラブルに遭わないためには、未成年者のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知ったうえで、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが必要です。その為の環境、教育整備をすることが、今の18歳、19歳より、「一足はやく」「成人」となり、彼らを「成人」として迎え入れることにした「大人」の責任といえるでしょう。

会長挨拶



埼玉司法書士会 会長 柴 由之

埼玉司法書士会会長の柴由之と申します。法ナビは、平成25年に市民の方々へ法律の道案内をすることを目指して創刊されました。法ナビの第11号の発刊に際して御挨拶申し上げます。

埼玉司法書士会では、社会の要請に応じて取り組んでいる課題が3つあります。

1つ目は、所有者不明土地問題への対応です。東日本大震災の復興事業の中で、登記簿の名義人からは現在の所有者を知ることができない、いわゆる所有者不明土地が多く存在することが明らかになりました。この問題の解決のために立法措置が取られ、その特別措置法に基づき、法務局において長期相続登記等未了土地解消作業が行われており、司法書士はこれに協力しています。

2つ目は、空き家問題です。空き家となった建物が増加し、防犯や衛生上、周囲に悪影響を及ぼしていることが社会問題になっています。平成30年の調査では全国で空き家率が13.6%を占めるに至っております。埼玉県でも約34.6万戸の空き家が存在しているとの調査結果が公表されています。そこで当会では、8市町との間で「空き家等対策の実施協力にかかる協定」を締結し、その対策等に協力しております。

3つ目は相続登記の促進です。前記2つの問題は、いずれも登記名義人が死亡した後、相続登記がされないまま長期間放置されていることと大きく関連しています。少子高齢化が進む中で住宅等が過剰な資産となり、遠隔地や利用していない土地・建物の相続登記を敬遠するなどが原因で、相続人間での協議がまとまらないといった事例も増えつつあるため、これらの問題を解決するには、相続登記を促進することが重要な課題となっております。

令和4年は、司法書士制度の起源である司法職務定制が定められた明治5年から、150年目の年にあたります。日本司法書士会連合会ではこれを記念して、「相続登記といえば司法書士に」をキャッチフレーズに、全国の司法書士会に「相続登記相談センター」を設置して、相続登記促進事業を推進しております。当会でもこれに連動して、所有者不明土地問題や空き家問題の解決に向けて、法律専門家としての責任を果たせるよう取り組んでいるところです。

また、県内4か所に常設相談所を設置し、司法書士が市民の方から直接、法律相談を受ける体制を取っております。その他にも、出張相談や特設相談等も開催しております。詳細は当会のホームページにて、随時ご案内をしておりますのでご確認ください。

あなたの暮らしのすぐそばに「司法書士」がお役に立ちます。



法Navi - 11号 -

令和4年12月発行 定価 100円

発行人 埼玉司法書士会

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

TEL: 048-863-7861

本紙への御意見・御感想等は
埼玉司法書士会までお寄せください。

デザイン・印刷 株式会社エース広告

編集後記

司法書士制度150周年！
先輩方からのバトンを次代につなぎましょう♪（MK）



司法書士会からの御案内

県内市町村で司法書士による相談会開催中！



★今後の相談会等の御案内★

※さいたま市の会場につきましては、予約制とし、かつ、さいたま市在住の方に限り御相談の受付をさせていただきます。御了承ください。

※市民プラザかその会場につきましては、加須市在住の方に限り御相談の受付をさせていただきます。御了承ください。

※その他詳細（予約の要否等）については、各市町村役場にお尋ねください。

相談場所	相談日時
さいたま市中央区役所	毎月第4水曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市桜区役所	毎月第2木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市浦和区役所	毎月第3火曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市南区役所	毎月第1木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市緑区役所	毎月第3木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
戸田市役所	毎週木曜日 午前10時～12時（※予約制）
蕨市民会館	毎月第1・3木曜日 午後1時～4時（※予約制）
さいたま市西区役所	毎月第4木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市北区役所	毎月第2月曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市大宮区役所	毎月第4金曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市見沼区役所	毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市岩槻区役所	毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
鴻巣市役所	毎月第2・3木曜日 午後1時～4時（※予約制）
北本市役所	毎月第1・3金曜日 午後1時30分～4時20分（※予約制）
上尾市役所	毎月第1木曜日 午後1時～3時30分（※予約制）
桶川市役所	毎月第2木曜日 午後1時～4時（※予約制）
伊奈町役場	偶数月の第3木曜日 午後1時～3時（※予約制）
川口市役所	毎月第2・4水曜日 午後1時30分～4時（※予約制）
川口市 キュボ・ラ（M4階）	毎月第1・3水曜日 午後6時～8時 （※予約制・8組まで 埼玉司法書士会川口支部（080-6743-0100）で受付）
富士見市役所	毎月第1・3火曜日 午前10時～12時（※予約制）
志木市役所	例年10月に1日限り 午前10時～12時、午後1時～3時
久喜市役所	毎月第1水曜日 午後1時～4時（休日にあたる場合は次週） ※予約制 満木司法書士事務所（0480-25-1271）で受付
市民プラザかぞ	毎月原則第1金曜日 午後1時30分～4時（6・12月は午前10時～午後3時）
羽生市役所	毎月第1水曜日 午後1時～4時（※予約制、休日にあたる場合は次週）
蓮田市役所	毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
幸手市役所	毎月第3木曜日 午後1時～4時
白岡市はびすしらおか	毎月第3木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制） ※問合せ 048-764-2318（担当：竹林）
熊谷市役所	【登記相談】毎月第2月曜日（12月を除く）午後1時30分～4時30分 ※コロナ禍のため当面電話相談のみ（※予約制）
本庄市役所	【法律相談】午後1時～4時（※予約制） 1・3・4・6・7・9・10・12月 第3・4水曜日 2・5・8・11月 第4水曜日
深谷市役所	【登記・法律相談】毎週木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）

相談場所	相談日時
東松山市役所	奇数月第3金曜日 午前10時～12時 午後1時～3時（※予約制）
小川町役場	【多重債務・成年後見・相続登記等相談】 偶数月の第3金曜日 午後1時～3時（※予約制）
川越市役所	毎月第3木曜日 午前10時～午後4時（※予約制）
ふじみ野市役所	第1・3・5金曜日 午前9時30分～11時30分（※予約制）
ふじみ野市役所 大井総合支所	第2・4金曜日 午前9時30分～11時30分（※予約制）
川島町役場	偶数月第3水曜日 午前10時～12時（※予約制）
三芳町役場	毎月第3火曜日 午前10時～12時（※予約制）
所沢市役所	毎月第1・3火曜日 午後1時～3時30分（※予約制） ※定員に達していない場合、当日の先着順でお受けできます。
男女共同参画推進センター	毎月第1・3・5火曜日 午後1時～3時40分（※予約制）
狭山市役所	毎月第2火曜日 午後1時～4時
飯能市総合福祉センター	毎月第3水曜日 午前10時～午後3時
坂戸市役所	原則毎月第1火曜日（※予約制） 【法律相談】午前10時～12時 【相続・登記相談】午後1時～3時
越生町役場	毎月5日（土・日・祝日の場合は5日前後） 午前10時～12時（※予約制）
鶴ヶ島市役所	毎月第2木曜日 午前9時～12時（※予約制）
越谷市役所	毎月第1水曜日 午前9時～12時 （休祝日の場合は、第2又は第3水曜日）
草加市役所	毎月第1木曜日、第3金曜日 午前9時～12時（※予約制）
高砂コミュニティセンター	毎月第3木曜日（8月を除く） 午後1時30分～3時30分 （※予約制、「くらしの法律総合相談」内）
三郷市青少年ホーム	毎月第3火曜日 午後1時～3時55分（※予約制）
八潮市役所	毎月原則第3木曜日 午後1時～4時 ※5・10月は総合相談（会場は八潮メセナ）
春日部市役所 本庁	毎月第3水曜日 午後1時～4時（※予約制）
春日部市役所 庄和総合支所	毎月第1水曜日 午後1時～4時（※予約制） ※休祝日の場合は第2水曜日
秩父市役所	毎月第3水曜日 午後1時～3時
長瀬町役場	奇数月第3金曜日 午後1時～3時
皆野総合センター	偶数月第2金曜日 午後1時～3時
小鹿野文化センター	偶数月第3水曜日 午後1時～3時
横瀬町役場	奇数月第3木曜日 午後1時～3時

※令和5年1月現在

無料電話相談



月曜日 午後1時から4時まで
「クレジット・サラ金相談」

毎月第1・第3月曜日 午後1時から4時まで
「生活困窮者向け相談」

火曜日 午後1時から4時まで
「成年後見相談」

毎月第1・第3水曜日 午後6時から8時まで
「賃貸トラブル相談」

☎ **048-838-1889**

毎月第2・第4水曜日 午後6時から8時まで
「労働トラブル相談」

木曜日 午後1時から4時まで
「一般法律相談・少額裁判相談」

金曜日 午後1時から4時まで
「登記相談」

毎月第1・第3金曜日 午後6時から8時まで
「空き家トラブル110番」

※相談時間は20分程度です

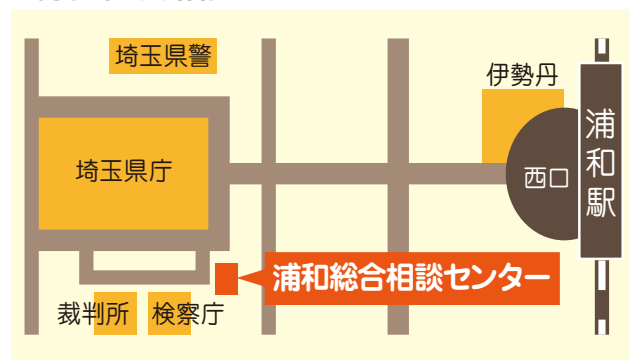
「暮らしの法律家」司法書士があなたの力になります！

埼玉司法書士会総合相談センター

完全予約制・相談無料 ☎ **048-838-7472**

予約の受付は平日午前10時から午後4時まで（全センター共通の番号です。）

浦和総合相談センター



さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号
埼玉司法書士会館108号室（埼玉県庁そば、司法書士会館内）

越谷総合相談センター



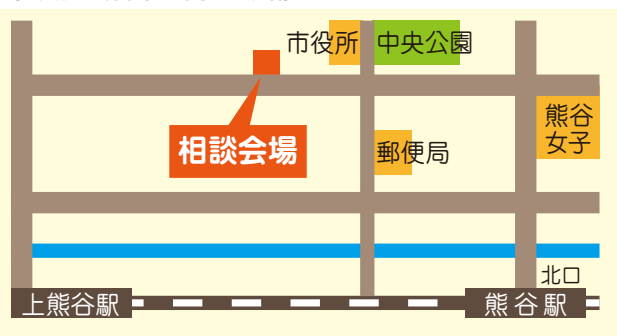
越谷市越ヶ谷2丁目8番24号 森田ビル202号室（越谷市役所そば）

西部総合相談センター （会場：ウェスタ川越）



川越市新宿町1丁目17番地17（川越駅 徒歩5分）

県北総合相談センター （会場：熊谷市立商工会館）



熊谷市宮町2丁目39番地（熊谷市役所そば）

※祝祭日・年末年始・8月13日～15日を除く。

※令和5年1月現在。